別表第二号の三第2　パーソナル無線の無線局事項書及び工事設計書の様式(第4条、第12条関係)

短辺

無線局事項書及び工事設計書

						※　整理番号	
1　申請(届出)の区分			□開設　□変更　□再免許		2　免許の番号 ・呼出名称	3　無線局の数	
4申請(届出)者名等	氏名又は名称	法人団体 個人の別	法人又は団体 フリガナ コード〔　　〕			5　欠格事由	□　有　□　無
		□　法人 □　団体 □　個人				6　無線局の目的	簡易無線業務用
			個人又は代表者名 姓　フリガナ		名　フリガナ	7　通信事項	簡易な事項
						8　通信の相手方	簡易無線局 (パーソナル無線)
	住所	フリガナ 都道府県―市区町村コード 〔　　〕				9　移動範囲	全国
						10　希望する運用許容時間	常時
		郵便番号	―	電話番号		11　免許の年月日	
12　無線設備の常置場所		フリガナ 都道府県―市区町村 コード〔　　〕				13　免許の有効期間	
						14　希望する免許の有効期間	

電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	15　電波の型式	16　周波数	17　空中線電力
	F2D	903.0125MHz	□　1W □　5W
	F3E	903.0375MHz～904.9875MHz　□12.5kHz間隔　157波 □25kHz間隔　79波	

18　変更する欄の番号							無線設備	19　技術基準適合証明番号	20　製造番号
□2	□4	□12	□16	□17	□19	□20			

21　備考	

辺

長　　辺　　(日本工業規格A列4番)

注1　各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区　　別	記　載　す　る　欄	備　　考
1　免許の申請の場合	1(注1)　3　4(注2) 5　12　14(注3)　16　17 19　20　21	(注1)　開設に該当する。 (注2)　法人又は団体欄の記載は申請者が法人又は団体の場合に限る。 (注3)　施行規則第9条の規定による免許の有効期間を希望する場合に限る。
2　再免許の申請の場合	1(注1)　2　3　4(注2) 5　12　14(注3)　16　17 19　20　21	(注1)　再免許に該当する。 (注2)　法人又は団体欄の記載は申請者が法人又は団体の場合に限る。 (注3)　施行規則第9条の規定による免許の有効期間を希望する場合に限る。
3　法第17条の規定による無線設備の変更の工事の許可又は申請の場合	1(注1)　2　3　4(注2) 5　11　12　13　16　17 18　19　20　21	(注1)　変更に該当する。 (注2)　法人又は団体欄の記載は申請者が法人又は団体の場合に限る。
4　法第19条の規定による変更の申請の場合	1(注1)　2　3　4(注2) 5　11　12　13　16　17 18　19　20　21	(注1)　変更に該当する。 (注2)　法人又は団体欄の記載は申請者が法人又は団体の場合に限る。
5　施行規則第43条第3項の規定による常置場所の変更の届出の場合	1(注1)　2　3　4(注2) 5　11　12　13　16　17 18　19　20　21	(注1)　変更に該当する。 (注2)　法人又は団体欄の記載は申請者が法人又は団体の場合に限る。

2　※印を付けた欄は、記載しないこと。

3　1の欄は、免許の申請を行う場合、変更の申請若しくは届出を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により該当する□にレ印を付けること。

4　2の欄は、免許状の記載事項により記載すること。

5　3の欄は、第15条の2の2第1項又は第2項(これらの規定を同条第3項、第16条第5項及び第25条第5項において準用する場合を含む。以下この様式において同じ。)の規定により一括して記載する場合に限り、その局数を記載すること。

6　4の欄の記載は、次によること。

(1)　法人団体個人の別の欄は、法人、団体又は個人の区別により該当する□にレ印を付けること。

(2)　申請者が法人の場合は法人又は団体の欄にその名称を、団体の場合は法人又は団体の欄にその名称及び個人又は代表者名の欄に代表者名を、個人の場合は個人又は

代表者名の欄に氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。

(3)　住所の欄は、都道府県コードを記載し、申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事業所の所在地を記載し、フリガナを付けること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

7　5の欄は、法第5条の欠格事由の有無について、該当する□にレ印を付けること。

8　11の欄は、当該無線局が現に免許を受けた年月日を「平成16年10月1日」の場合は「H16.10.1」のように記載すること。

9　12の欄は、無線設備の常置場所と住所が同一である場合は、記載を省略することができる。

10　13の欄は、当該無線局の免許の有効期間を注8に準じて記載すること。

11　14の欄は､施行規則第9条の規定による免許の有効期間を希望する場合に限りその期間を記載すること。

12　16の欄は、希望する周波数の範囲について、該当する□にレ印を付けること。

13　17の欄は、希望する空中線電力について、該当する□にレ印を付けること。

14　18の欄は、該当する変更欄の番号に該当する□にレ印を付けること。

15　19の欄は、第15条の2の2第2項(同条第3項、第16条第5項及び第25条第6項において準用する場合を含む。)の規定により申請又は届出をする場合は、無線局ごとに技術基準適合証明番号を記載すること。

16　21の欄の記載は、次によること。

(1)　無線設備規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第119号)附則第3条第2項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成19年11月30日までに製造されている無線設備である旨を記載すること。

(2)　他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。第15条第2項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。

17　工事設計の変更又は無線設備の変更工事をする場合の許可の申請又は届出をするときは、変更に係る部分について当該変更後の事項を記載すること。

18　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。